

平成 27 年度第 1 回宗像市学校給食審議会議事録

日 時：平成 28 年 2 月 19 日(金) 9:00~10:35

会 場：宗像市役所本館 301 会議室

出席者

審議会委員			
鈴木 邦治 (福岡教育大学教授)	○	大門 眞 (吉武小学校長)	○
久家 房子 (河東小学校長)	○	飛永 哲男 (大島小学校長)※	○
北村 昌一 (城山中学校長)	○	井ノ口 真一 (中央中学校長)	○
杉原 和代 (日の里東小学校保護者)	×	関屋 美予 (自由ヶ丘南小学校保護者)	○
川合 佳代 (玄海中学校保護者)※	○	宇津宮 香織 (河東中学校保護者)	×
花田 美子 (玄海中学校保護者)	○		
事務局 (学校管理課)			
竹下課長 城戸係長 山口 秋葉			

※議事録署名人

1. 委員及び出席者について

(1) 新規委員について

- ・西村委員が市外に異動されたことにより、中央中学校の井ノ口校長先生が新たに委員になっていただいている。井ノ口委員の任期は、前任者の残任期間となっているため、他の委員と同じように平成 28 年 6 月 30 日までとなる。

(2) 委員以外の出席者について

- ・審議会規則第 5 条の 4 項で「審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見または説明を求めることができる」とある。今回、食物アレルギーに関する協議事項があるため、東郷小 学校栄養職員 井本美喜子先生、日の里中 栄養教諭 岡野亜希子先生に出席していただいた。

2. 協議

(1) 学校給食における食物アレルギーの対応について

【主な説明内容】

- ・平成 27 年 3 月に文部科学省から『学校給食における食物アレルギー対応指針』が示され、その内容が今までの宗像市の対応と異なるため、検討が必要となった。
- ・「宗像市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル検討委員会」を設置し、今年度 2 回開催した。委員は、校長先生、教頭先生、養護教諭 2 名、栄養教諭 2 名の計 6 名である。

検討委員会の結論は下記表のとおりである。

検討内容	検討結果
1 文科省の新指針で示された原因食物完全除去の導入について	安全性を優先するという考えのもとに、国が原因食物を完全除去するという指針が示されたということであれば、宗像市でも導入すべきである。
2 原因食物完全除去を導入する場合の対象	新1年生から段階的に導入した方がいいのではないかと。原因食物完全除去を導入すると、今まで食べられていた子が食べられなくなるという事例がおこるため、段階的に導入した方が、保護者の理解を得やすいと考えられるため。
3 学校生活管理指導表の使用について	国が示した学校生活管理指導表を使用すべきである。今は宗像市独自で作成した診断書様式を使用しているが、管理指導表には、診断根拠を記入する欄もあることから、この指導表を使用すべきである。

- ・マニュアルの施行時期としては平成 29 年度からと考えている。平成 28 年度は、細かい内容について検討する年としたい。
- ・今回協議していただきたい内容は以下の 3 点である。
 - ① 文科省の新指針で示された原因食物完全除去を導入するか
 - ② 完全除去を開始する場合、全学年一斉に始めるか、新1年生から段階的に導入するか
 - ③ 学校生活管理指導表を使用する場合、食物アレルギーに関する部分だけを使用していいか

【協議結果】

協議内容	結論及び協議中に出た意見
1 文科省の新指針で示された原因食物完全除去を導入するか	<p>【結論】</p> <p>導入の方向でよいが、弾力的な運用について来年度検討を行うこと。また、導入にあたっては、食物アレルギーや命に関する教育を行うこと。</p>
	<p>【協議中に出た意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンについては、乳製品にアレルギーがある場合は、今まで食べられていたパンを家庭から持参しないといけなくなる。それなのに、給食費の返金もないとなると、保護者の理解が得にくいと考えられる。パンなど給食室で調理を要しないものについては、保護者の了承が得られれば対象外にするなどの検討が必要ではないか。 ・食物アレルギーに関することや身体的特性、命に関することなどの教育プログラムを作成し、全校で行う必要がある。 ・完全除去でも、教室での誤配は起こる可能性があるため、対応食については食器の色を変えるなどの対応は必要ではないか。
2 完全除去を開始する場合、全学年一斉に始めるか、新1年生から段階的に導入するか	<p>【結論】</p> <p>安全性の確保及び事故防止のため、全学年一斉に開始した方がよい。</p>
	<p>【協議中に出た意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新1年生から段階的となると、数年間2種類の対応をしないといけなくなり、調理室で混乱することが考えられる。安全性の確保及び事故防止のためにも、一斉に開始した方がよい。 ・完全除去の具体的対応を決めてから、判断してもいいのではないかと。完全除去の内容によって、全学年一斉に開始できるか、1年生から段階的に導入すべきか変わるのではないかと。

<p>3 学校生活管理指導表を使用する場合、食物アレルギーに関する部分だけを使用しているか</p>	<p>【結論】 学校生活管理指導表では、食物アレルギーだけではなく、気管支ぜんそくやアトピー性皮膚炎など他の疾患についても同じ用紙に記入するようになっている。他の疾患との関連性をみるために一つの様式にしているのであれば、食物アレルギーだけ取り出して使用するのはよくないのではないか。関連性について、調べたうえで判断すべきである。</p>
---	--

(2) 宗像市学校給食用物資納入業者審査委員会委員の選出について

- ・西村委員の代わりとして、中央中学校の井ノ口校長先生が委員として選出された。

3. 報告

(1) 報告内容

- ・学校給食費の改定状況について
- ・試食に関する取扱基準について
- ・学校給食の残食の現状について
- ・学校給食費滞納の実態について

質問内容	回答
残食について、パンの集計はどうか	パンについても計量して集計している。給食の持ち帰りはできないようになっている。

平成 年 月 日

署名人

署名人